

2023年12月5日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
法務大臣 小泉 龍司 殿  
総務大臣 鈴木 淳司 殿  
国家公安委員会委員長 松村 祥史 殿  
子ども政策担当大臣 加藤 鮎子 殿  
文部科学大臣 盛山 正仁 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤 啓二(弁護士・荒川区児童福祉審議会委員、野田市児童虐待  
事件再発防止合同委員会委員)

ジャニーズ事件を機にインターネットを利用した誹謗中傷の処罰及びプロバイダ等の責務の特例を定める法律の制定を求める要望書

1 私どもは、本年11月10日、「ジャニーズ事件を機に子どもを性犯罪・性的虐待から守るための法整備を求める要望書」を内閣総理大臣ほか関係大臣に提出し、その実現を働きかけているところですが、(<http://www.thinkkids.jp/>)、その後、ジャニー喜多川氏の性加害行為の被害者であった方が自殺されていたことが判明しました。SNS等による多数の誹謗中傷を苦にされてのことが明らかになっています。ジャニーズ事務所が事実を認めた後でさえ、被害を訴えた多くの方々に匿名でのSNS等での誹謗中傷や脅迫が多数寄せられており、極めて理不尽な、社会として到底看過できない事態に至っています。

これまでも殺人事件や悪質な交通死亡事故、子どもの行方不明事件やいじめ自殺など極めて深刻な事案について、その被害者やご家族・ご遺族に対して、いわれのない、ありえないような匿名での誹謗中傷がSNS等で多数寄せられ、被害者やご家族・ご遺族はさらに深刻な被害を受けておられます。2020年にはテレビに出演されていた若い女性がSNS等による多数の誹謗中傷により自殺されるという痛ましい事件も起こっています。このような方々をはじめとして、何の落ち度もない多くの方々に対するSNS等による匿名での誹謗中傷は頻繁に発生し、多くの被害者の方に深刻な被害をもたらしている実情にあります。

何の落ち度もない方、特に本来、社会から敬意を持って深く同情されるべき犯罪やいじめの被害者やご家族・ご遺族の方々がいわれのない誹謗中傷を受けさらに苦しみを強いられ、ましてや自殺に至らしめられるような社会は、到底まともな社会とはいえません。政府、国会は傍観することなく、必要な法律の制定等有効な対策を早急に講じなければなりません。

2 本来は、誹謗中傷全般の総合的な対策を講じるべきですが、規制されるべき誹謗中傷の範囲の確定、行為類型別の法定刑をはじめその法整備の検討・実現には、法制審議会の議を

経るなどして数年を要します。そのような時間をかけて検討している間にも、日々膨大な数の被害者が生まれ、中には自殺に至らしめられる事態も予想されます。早急にこのような事態を改善する必要があることは言うまでもなく、そのためには、総合的な対策のための法整備に時間をかけることなく、SNS等インターネットを利用した誹謗中傷への対策に限定し、早急に必要な法律の整備を図ることが必要です。

そもそもこのような決して許されない誹謗中傷が多数の者により行われるようになった最大の理由は、SNS等インターネットを利用することにより、容易に、匿名で、誹謗中傷を発信できるようになったからであり、いまや誹謗中傷の大部分は、SNS等インターネットを利用して行われています。そこで、まずはインターネットを利用した誹謗中傷への対策に限定して(現在行われているすべての態様を網羅したものでなくとも)、早急に法整備を行うことは、十分な理由があり、かつ、必要と考えられます。

インターネットを利用した誹謗中傷がかくも大量に行われている主な理由は、SNS等インターネットでは匿名の投稿が容易に行われる環境にある上、

- ① 脅迫や名誉棄損や侮辱する言動につき刑法の法定刑が低すぎ、刑罰の抑止力がないこと
- ② プロバイダ責任制限法の規定が被害者の保護・救済に資するものではなく、かつ、インターネット上の誹謗中傷の投稿に対してプロバイダ等による削除が消極的で、被害者からの匿名の誹謗中傷の発信者情報の開示の求めに非協力であること

であると考えられることから、インターネットを利用した誹謗中傷に限定して、刑法で科する刑の上限を引き上げ、プロバイダ等による誹謗中傷の投稿の削除と発信者情報の開示を積極的に行うことを可能とする法律、具体的には刑法とプロバイダ責任制限法の特例を定める法律を早急に制定することが必要と考えます。要望する法律の要旨は次のとおりです。

「インターネットを利用した誹謗中傷の処罰及びプロバイダ等の責務の特例を定める法律」の要旨

(処罰の特例)

第1条 インターネットを利用し、不特定又は多数の者が認識しうるような態様で、又は反復して継続的に、刑法222条(脅迫罪)、230条(名誉毀損罪)、231条(侮辱罪)の罪を犯した者は、5年以下の拘禁刑に処する。

第2条(1) 前条に定める犯罪が行われ、その行為の1年以内に当該行為の被害者又はその家族が自殺に至った場合には、6月以上7年以下の拘禁刑に処する。ただし、他の原因が主要なものであると認められる場合を除く。

(2) 他にも第1条に定める犯罪が行われた場合において、それぞれの行為により自殺した者に与えた精神的な影響の有無、軽重を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

(プロバイダ等による誹謗中傷情報の削除、発信者情報開示の特例)

第3条(1) 特定電気通信役務提供者(以下「プロバイダ等」という。)は、その被害者から

誹謗中傷(脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪に該当する又は他人を脅迫し、名誉を毀損し、若しくは侮辱する言動で民事上不法行為に該当すると一般人の社会常識から判断される言動をいう)を受けた内容の投稿等の削除を求められた場合には、誹謗中傷と明らかに認められない場合その他政令で定める場合を除き、要請を受けた翌々日以内に削除しなければならない。法務省人権擁護機関、警察その他政令で定める機関から要請があったときも同様とする。

(2) 前項の規定に基づき削除したプロバイダ等は、民事上の責任を負わない。

第 4 条 (1)プロバイダ等は、その被害者から誹謗中傷を受けた内容の投稿等の発信者情報の開示を求められた場合には、誹謗中傷とは明らかに認められない場合その他政令で定める場合を除き、要請を受けた翌々日以内に開示しなければならない。法務省人権擁護機関、警察その他政令で定める機関から要請があったときも同様とする。

(2) 前項の規定に基づき発信者情報を開示したプロバイダ等は、民事上の責任を負わない。

3 現在 SNS 等インターネットを利用して行われている誹謗中傷は、膨大な数の見知らぬ者から、匿名で、大量に、集中して、何の根拠もなく、理不尽極まりなく行われており、被害者の受ける被害は、畏怖あるいは名誉・名誉感情の侵害とは質的に異なり、かつ、比較にならないほど深刻です。「凄まじい暴力」により心が深く傷つけられ、身体に傷害を負わされたものと同様、あるいは自殺に至る事案も少なくないことから、それ以上に深刻なものということもできます。このようにインターネットを利用して行われている誹謗中傷は、保護される法益が脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪とは異なるもので、かつ、被害がより深刻、行為がより悪質で卑劣です(たとえ 1 回の投稿でもリツイートされることなどにより、何度も拡散され、被害者が何度も見ることにより、深刻な精神的なショックを与え続けます。)

したがって、あるべき法定刑は、脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪のそれを大幅に上回るものと評価され、他人の身体を傷害した傷害罪か、最低でも重大な過失により他人を傷つける重過失致死傷罪(法定刑の上限は 5 年以下の拘禁刑)と並ぶべきものと評価することが妥当です。さらに、誹謗中傷の結果、被害者を自殺に至らしめた場合には、誹謗中傷により被害者が自殺に至るおそれがあることは現在では十分に予測できることから、刑法 202 条の自殺教唆罪(法定刑は 6 月以上 7 年以下の拘禁刑)に該当する行為と少なくとも同等、あるいはそれ以上と評価できます。

4 (1)これに対して厳罰化だとして反対する意見も予想されますが、そのような意見は、インターネットを利用した誹謗中傷は人を自殺に追い込むほどの深刻な被害を与えるもので、その行為は悪質で卑劣であることを看過したものです。そもそも何の落ち度もない被害者を匿名であることをいいことに、誹謗中傷し、深く傷つける「表現」を保護すべき理由などあるはずもなく、本改正案は行為の悪質性に見合った適正な処罰に改めるものに過ぎません。2022 年にフランスでは、学校いじめ罪を創設し、いじめにより被害者を自殺に至らしめた場合には拘禁刑 10 年に処するという刑法改正が行われています。

また、侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法改正は昨年行ったばかりであるとの指摘もあり

えます。しかし、一般に想定されている侮辱行為とインターネットを利用した誹謗中傷とでは保護されるべき法益が異なりますし、ジャニーズ事件の被害者の方が自殺されたほか最近の多くの誹謗中傷事案からも明らかなように、その後も誹謗中傷は収まるどころか、むしろ悪化しており、昨年の法改正は、もちろん必要なものでしたが、残念ながら抑止効果がないと言わざるを得ません。

(2)次に、プロバイダ等による削除、発信者情報の開示の積極的な推進は「表現の自由」を萎縮させるとの指摘も予想されますが、「匿名で誹謗中傷する表現の自由」などあるわけがありません。現行のプロバイダ責任制限法が被害者の保護・救済を目的にしたものではなく、これまでのプロバイダ等の取組も、自己の損害賠償責任の回避を最優先とし、裁判外での削除にほとんど応じないなど被害者に極めて冷淡に過ぎることこそ問題です。

プロバイダ等には条理上違法情報の削除義務があることは判例上明らかにされており、法律上も、プロバイダ等は一定の場合にわいせつ又は児童ポルノの画像の削除義務が課せられ、不遵守の場合には公安委員会から勧告を受けることとされていることから(風俗営業等規制法 31 条の 8 第 5 項、31 条の 9)、誹謗中傷という極めて違法性の高い「表現」に限定して、削除義務を課することは法制上十分可能で、かつ、深刻な被害を受けている被害者を守るためその必要性は極めて高いものです。

(3)犯罪やいじめの被害者をはじめ何の落ち度もない方が、多くの誹謗中傷を受け、苦しめられ、ましてや自殺に至らしめられるということは決してあってはなりません。このような悲劇を二度と起こさない有効な対策が必要です。有効な対策なきまま、厳罰化あるいは表現の自由を萎縮させるもので許されないなどの反対は、多くの被害者の深刻な苦しみが続くことを容認し、さらに自殺者が出ても構わないと言っていることに等しいのです。

5 ジャニーズ事件では、前代未聞の規模で子どもに対する性加害が行われ、それを長年社会が傍観し、多くの子どもたちの犠牲の上にテレビ局など一部企業が利益を得ていたわが国社会の暗部が明らかになりました。それだけでなく、事務所が事実を認めた後になっても、救われるべき被害者の方々に膨大な誹謗中傷がなされ、お一人の方が自殺に追い込まれ、それを政府が防げず、防ぐための有効な法律が整備されていないということも明らかになりました。何の落ち度もない国民が、いわれなき誹謗中傷により精神的に大きなダメージを受け、最悪自殺に至らしめられるようなことが決して起こらないための法整備が急務です。

内閣総理大臣及び関係大臣におかれましては、これは異常な事態であるということにつき、何卒ご理解賜り、私どもが本年 11 月 10 日に内閣総理大臣他関係大臣宛に提出した「ジャニーズ事件を機に子どもを性犯罪、性的虐待から守る法整備を求める要望書」で制定を要望している「子ども性被害防止法案」等と併せて、次期通常国会にて表記法律案を提出するなど、効果のある必要な対策を早急にお取りいただきますようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表 後藤啓二  
東京都千代田区神田神保町 1-29 tel/ fax 03-6317-5298 [kgoto@ab.auone-net.jp](mailto:kgoto@ab.auone-net.jp)